

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、会社A（以下「会社」という。）において運転手として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、会社の常温センターのホームに着車し、ゲートを開き水平にしてカゴ車を乗せ降ろそうとしてゲートをホーム側に下げた際、ゲートのストッパーを出していなかったため、ホーム側にカゴ車が倒れ請求人の腰部に当たり負傷した。請求人は、翌日、B病院に受診し、「腰部打撲傷、仙骨部打撲傷、外傷性坐骨神経痛」と診断され、その後、C病院などで加療した結果、平成〇年〇月〇日治ゆした。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分序の意見

(略)

第4 爭 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の腰部から左下肢にかけての痛み、痺れについて、D医師は平成〇年〇月〇日付けの年金機構障害年金等級に関する医師意見で身体障害者等級第3級に該当すると述べており、障害等級第14級よりも上位の等級に該当すると主張するので、以下、検討する。

(2) E医師は意見書で、要旨、X線及びMR Iでは腰椎・仙椎ともに異常は認められないとして、鑑定医であるF医師も鑑定書で、腰部から下肢にかけての神経症状の程度として、要旨、他覚的所見に乏しく「外傷性坐骨神経痛」の軽度の残存と考えられ、「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」（障害等級第14級の9）と述べている。

(3) 当審査会において、請求人の主張を踏まえ医証等関係資料を精査したところ、E医師及びF医師の意見を妥当と判断するので、請求人に残存する障害は、障害等級第14級を超えるものとは認められない。

(4) なお、請求人は、平成〇年〇月〇日付けD医師作成の年金機構障害年金等級に関する医師意見に基づき判断すべきであると主張するが、同医師の意見は当審査会の判断を左右するものではないことを付言する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第14級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。